



鳥取県公報

平成 20 年 12 月 26 日(金)
号外第 1 4 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(102) (住宅政策課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 優先的に選考して入居させる者の要件を定める規定その他の規定中引用している条例の根拠条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第102号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の入居申込書には、前項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（優先的に選考して入居させる者の要件）</p> <p>第3条の2 条例第7条第4項第6号の規則で定める要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいずれかに該当するもの又は同居親族がないものであることとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 条例第7条第4項第7号の規則で定める要件は、令第6条第1項第2号又は第3号に掲げる者であることとする。</p> <p>（低額所得者の収入の基準）</p> <p>第3条の3 条例第7条第4項第9号の規則で定める収入の基準は、1万円以下とする。</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。</p>	<p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の入居申込書には、前項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（優先的に選考して入居させる者の要件）</p> <p>第3条の2 条例第7条第4項第5号の規則で定める要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいずれかに該当するもの又は同居親族がないものであることとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 条例第7条第4項第6号の規則で定める要件は、令第6条第1項第2号又は第3号に掲げる者であることとする。</p> <p>（低額所得者の収入の基準）</p> <p>第3条の3 条例第7条第4項第8号の規則で定める収入の基準は、1万円以下とする。</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。</p>

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第7条第4項第11号に該当する者のうち、生活の状況その他の事情から連帯保証人の確保が困難な者</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第6条の5 略</p> <p>2 条例第9条の5第1項の規定による収入の申告は、収入申告書(様式第10号の5)に第2条第2項第1号、第2号及び第7号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第7条第4項第10号に該当する者のうち、生活の状況その他の事情から連帯保証人の確保が困難な者</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第6条の5 略</p> <p>2 条例第9条の5第1項の規定による収入の申告は、収入申告書(様式第10号の5)に第2条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。